

お客様各位

診療報酬算定方法の一部改正および 検査実施料新設項目のご案内

謹啓 時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。また、平素はひとかたならぬお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび保医発 0428 第 4 号にて診療報酬算定方法の一部改正および検査実施料が新設されましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

今後とも変わらぬご愛顧のほど、よろしくお願い申し上げます。

謹白

記

《適用日》 令和5年5月1日より適用

《一部改正》

改正後	改正前
D007 血液化学検査 (1)～(20) (略) (21) KL-6、肺サーファクタント蛋白-A (SP-A) 及び肺サーファクタント蛋白-D (SP-D) のうちいずれかを併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。 KL-6 は、EIA 法、ECLIA 法又はラテックス凝集比濁法により、肺サーファクタント蛋白-A (SP-A) は EIA 法により、肺サーファクタント蛋白-D (SP-D) は、EIA 法又はラテックス免疫比濁法による。	D007 血液化学検査 (1)～(20) (略) (21) KL-6、肺サーファクタント蛋白-A (SP-A) 及び肺サーファクタント蛋白-D (SP-D) のうちいずれかを併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。 KL-6 は、EIA 法、ECLIA 法又はラテックス凝集比濁法により、肺サーファクタント蛋白-A (SP-A) 及び肺サーファクタント蛋白-D (SP-D) は、EIA 法による。

改正後	改正前
D012 感染症免疫学的検査 (1)～(52) (略) (53) SARS-CoV-2 抗原検出 (定性・定量) ア (略) イ SARS-CoV-2 抗原検出 (定量) は、～ (略) ～ COVID-19 の診断を目的として化学発光酵素免疫測定法 (定量)、電気化学発光免疫測定法 (定量)、化学発光免疫測定法 (定量) 又は免疫光導波検出法による SARS-CoV-2 抗原検出 (定量) を行った場合に限り、～ (略)	D012 感染症免疫学的検査 (1)～(52) (略) (53) SARS-CoV-2 抗原検出 (定性・定量) ア (略) イ SARS-CoV-2 抗原検出 (定量) は、～ (略) ～ COVID-19 の診断を目的として化学発光酵素免疫測定法 (定量)、電気化学発光免疫測定法 (定量) 又は化学発光免疫測定法 (定量) による SARS-CoV-2 抗原検出 (定量) を行った場合に限り、～ (略)

改正後	改正前
<p>N002 免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製 (1) 免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製は、病理組織標本を作製するにあたり免疫染色を行った場合に、方法（蛍光抗体法又は酵素抗体法）又は試薬の種類にかかわらず、1臓器につき1回のみ算定する。 <u>ただし、HER2タンパクについては、化学療法歴のある手術不能又は再発乳癌患者について、過去に乳癌に係るHER2タンパクの免疫染色を実施した場合であって、抗HER2ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応の判定を補助する目的で薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、HER2が低発現であることを確認し抗HER2ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判定するためにHER2タンパクの免疫染色を再度行う場合に限り、当面の間、別に1回まで算定できる。なお、再度免疫染色が必要である医学的な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u></p>	<p>N002 免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製 (1) 免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製は、病理組織標本を作製するにあたり免疫染色を行った場合に、方法（蛍光抗体法又は酵素抗体法）又は試薬の種類にかかわらず、1臓器につき1回のみ算定する。</p>

《新規収載項目》

検査項目	実施料 / 判断料	医科点数表区分	弊社における検査実施状況
血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体定性	420点 / 免疫(144点)	「D012」感染症免疫学的検査の「44」2回分に準じる	未実施
	注 釈		
<p>血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (IgG、IgM 及び IgA 抗体)、血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (IgG 抗体)、<u>血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体定性</u></p> <p>ア 血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (IgG、IgM 及び IgA 抗体)、血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (IgG 抗体) 及び血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体定性は、ヘパリン起因性血小板減少症の診断を目的として行った場合に算定する。</p> <p>イ 血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体定性は、イムノクロマト法により測定した場合に、単純ヘルペスウイルス抗原定性（角膜）の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。</p> <p>ウ 一連の検査で、血小板第4因子-ヘパリン複合体抗体 (IgG、IgM 及び IgA 抗体) 及び血小板第4因子ヘパリン複合体抗体 (IgG 抗体) を測定した場合は、主たるもののみ算定する。</p>			
主な測定目的			
<p>血漿又は血清中の抗血小板第4因子（抗PF4）-ヘパリン複合体IgG抗体の検出</p>			

《新規収載項目（改良項目）》

検査項目	実施料 / 判断料	医科点数表区分	弊社における検査実施状況
肺癌関連遺伝子多項目同時検査（7項目）	12,500点 / 遺・染（100点）	「D006-24」肺癌関連遺伝子多項目同時検査、「D004-2」悪性腫瘍組織検査1、悪性腫瘍遺伝子検査イ、処理が容易なもの（1）医薬品の適応判定の補助等に用いるもの」を合算する	未実施
	注 釈		
D006-24 肺癌関連遺伝子多項目同時検査 (1)・(2) (略) (3) 肺癌関連遺伝子多項目同時検査（7項目）は、肺癌患者の腫瘍組織を検体とし、EGFR 遺伝子検査、ROS1 融合遺伝子検査、ALK 融合遺伝子検査、BRAF 遺伝子検査、METex14 遺伝子検査、K-ras 遺伝子検査及びRET 融合遺伝子検査をリアルタイム PCR 法により同時に実施した場合に、患者1人につき1回に限り、「肺癌関連遺伝子多項目同時検査」と「悪性腫瘍組織検査1、悪性腫瘍遺伝子検査イ、処理が容易なもの（1）医薬品の適応判定の補助等に用いるもの」を合算した所定点数を準用して算定する。 (4) 肺癌関連遺伝子多項目同時検査（7項目）と悪性腫瘍組織検査の「1」の「イ」の「（1）」医薬品の適応判定の補助等に用いるもの（肺癌におけるEGFR 遺伝子検査、ROS1 融合遺伝子検査、ALK 融合遺伝子検査、BRAF 遺伝子検査（次世代シーケンシングを除く。）、METex14 遺伝子検査（次世代シーケンシングを除く。）又はK-ras 遺伝子検査に限る。）、悪性腫瘍組織検査の「1」の「ロ」処理が複雑なもの（肺癌におけるBRAF 遺伝子検査（次世代シーケンシング）、METex14 遺伝子検査（次世代シーケンシング）又はRET 融合遺伝子検査に限る。）、EGFR 遺伝子検査（血漿）、悪性腫瘍遺伝子検査（血液・血漿）のROS1 融合遺伝子検査、ALK 融合遺伝子検査若しくはMETex14 遺伝子検査、免疫染色（免疫抗体法）病理組織標本作製のEGFR タンパク若しくはALK 融合タンパク又はALK 融合遺伝子標本作製を併せて実施した場合は、主たるもののみ算定する。			
主な測定目的			
<p>がん組織から抽出したDNA中の遺伝子変異（EGFR 遺伝子変異、BRAF 遺伝子変異及びKRAS 遺伝子変異（G12C）、RNA中の融合遺伝子（ALK 融合遺伝子、及びROS1 融合遺伝子及びRET 融合遺伝子）及びRNA中のMET 遺伝子エクソン14スキッピング変異の検出</p> <ul style="list-style-type: none"> • EGFR 遺伝子変異：ゲフィチニブ、エルロチニブ塩酸塩、アファチニブマレイン酸塩、オシメルチニブメシル酸塩の非小細胞肺癌患者への適応を判定するための補助に用いる。 • BRAF 遺伝子変異（V600E）：ダブラフェニブメシル酸塩及びトラメチニブジメチルスルホキシド付加物の併用投与の非小細胞肺癌患者への適応を判定するための補助に用いる。 • ALK 融合遺伝子：クリゾチニブ、アレクチニブ塩酸塩及びブリグチニブの非小細胞肺癌患者への適応を判定するための補助に用いる。 • ROS1 融合遺伝子：クリゾチニブ及びエヌトレクチニブの非小細胞肺癌患者への適応を判定するための補助に用いる。 • MET 遺伝子エクソン14スキッピング変異：非小細胞肺癌患者へのテポチニブ塩酸塩水和物の適応判定の補助に用いる。 • KRAS 遺伝子変異（G12C）：ソトラシブの非小細胞肺癌患者への適応を判定するための補助に用いる。 • RET 融合遺伝子：セルペルカチニブの非小細胞肺癌患者への適応を判定するための補助に用いる。 			